

2009.9



平成 20 年度職場体験学習 2
(インターンシップ)
日向工業高等学校 2 年生

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東 2 丁目 9 番 19 号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP:<http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail:info@miyazaki-kenkyo.or.jp

受入企業：株式会社坂下組・株式会社淵上組・株式会社坂口建設
株式会社鮫島組・株式会社高山建設・株式会社大幸建設
株式会社高佐建設・株式会社鎌田建築・株式会社エイコー建設
吉村建築設計事務所・李田建築設計事務所・瀬之口企画設計室
正浩設計・有限会社徳永建設・西山工務店

No. 419

目 次

◇平成21年9月行事予定	1
◇平成21年10月上旬行事予定	2
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（8月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第5回常務理事会を開催！	3
2. 住宅瑕疵担保履行法をご存知ですか？	4
3. 国土交通省建設業緊急経営相談事業	6
4. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業について	7
5. JACIC 新コリンズの登録システムのリリースについて	9
◇雇用改善コーナー	
1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内	10
2. 建設教育訓練助成金のご案内	12
◇技 士 会	
1. 平成21年度1級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表	14
2. 平成21年度土木施工管理技術検定試験 2級「模擬」試験受験準備講習会のご案内	15
3. CPDS（継続学習）制度について!!	15
4. 2回目の『監理技術者の講習会』終わる	16
◇建 退 共	
1. 建退共への加入のすすめ	17
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）	18
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（7月分）	18
◇建 災 防	
1. 足場の規則改正に係るQ & Aについて	19
2. 第45回 全国建設業労働災害防止大会について	20
3. 平成21年度全国労働衛生週間について	21
◇火薬協会	
1. 事故防止対策委員会による調査・検討結果について	22
2. 火薬保安講習会の日程	23
◇保証会社	
1. 宮崎県内の前払保証・公共工事動向（7月分）	24
◇試験・研修等のご案内	
1. 九州地方整備局主催 中小・中堅建設業 のための経営支援セミナーのご案内	25
◇図書のご案内	
1. いわれなき公共事業批判を糾す	26
◇建設業福祉共済団からのお知らせ	
1. 建設共済加入促進月間開催間近!!	27

平成21年9月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	火	九州地区土木施工管理技士会連合 会事務局長会議		
2	水			
3	木		車両系建設機械（整地・掘削）運 転技能講習（5日まで清武） 基金年金管理セミナー （4日まで東京）	
4	金	1級土木（実地）試験受験準備講 習会（5日まで宮崎）	低圧電気取扱い業務特別教育 （木花）	
5	土			
6	㊤			
7	月	宮崎県建設業協会第6回常務理事会		
8	火	宮崎県建設業協会第1回建築委員 会並びに県との意見交換会 九州建設業協会第1回労務対策委 員会（福岡） 経審・宮崎県の工事評点対策講習 会（宮崎）	専門工事有機溶剤業務安全衛生教 育（木花）	
9	水	労働局主催建設雇用改善対策会議		
10	木	9月定例議会開会（10/20閉会）	全国建設業労働災害防止大会 （11日まで東京）	火薬保安講習（宮崎）
11	金	2級土木実力テスト（12日まで）	不整地運搬車運転技能講習 （13日まで清武）	
12	土			
13	㊤	宮崎県建設業協会 1・2級建設 業経理検定上期試験（宮崎大学）		
14	月		基金理事会・代議員会 基金資産運用検討委員会	
15	火	建設業経理事務士3級特別研修 （17日まで宮崎）	低層足場先行工法研修（木花）	
16	水	全国建設業協会評議員会（東京）	基金納入告知書発送	
17	木			火薬保安講習（日向）
18	金		石綿取扱い作業従事者特別教育 （木花）	
19	土			
20	㊤			
21	月	敬老の日	敬老の日	敬老の日
22	火	国民の休日	国民の休日	国民の休日
23	水	秋分の日	秋分の日	秋分の日
24	木	九州建設業協会専務理事会議、会 長会議（福岡）		
25	金			
26	土			
27	㊤			
28	月			
29	火	全国建設産業団体連合会全国府県 会長会議（島根県）	建災防優良職長推薦委員会（宮崎）	
30	水		足場主任者能力向上教育（木花）	火薬保安講習（高千穂）

平成21年10月上旬行事予定表

日	曜	県協会・建産連・ダンブカー協会 土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木			火薬保安講習（延岡）
2	金		小型車両系建設機械特別教育 （3日まで清武）	
3	土			
4	日	1級土木（実地）試験（福岡）		
5	月			
6	火		地山の掘削及び土止め支保工作業 主任者技能講習（8日まで都城）	
7	水			
8	木			
9	金	宮崎県建設業協会青年部連合大会 （宮崎）		
10	土			

県協会ホームページ・会員専用サイト登載項目案内（8月分）

【ホームページ】

	項 目	所 管	形 式
1	九州地方整備局主催 中小・中堅建設業のための経営支援セミナーのご案内	九州地方整備局	PDF
2	JACICコリンズの新システムリリースについて（お知らせ）	（財）日本建設情報総合センター	HTML

上記文書をご覧になる場合は、予め会員の皆様方に通知しておりますID及びパスワードが必要となります。

当協会ホームページアドレスにつきましては、会報表紙をご覧ください。

県協会 会員の動き

（8月1日～31日）

【代表者、組織、所在地等】

地区（市）名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	（株）黒木工務店	代表者	川崎 貴 義	川崎 裕 貴
高 鍋	パシフィック建設（株）	代表者	川野 高 則	谷 年 雄
		所在地	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋1157番地1	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋4486番地

【退 会】

地区（市）名	会 社 名	代 表 者 名
小 林	（株）小園建設	小園 百合子

宮崎県建設業協会

1. 第5回常務理事会を開催！

平成21年8月10日（月）午後1時30分より宮崎県建設会館2階「委員会室」において開会した。議題については下記のとおり。

(1) 指定管理者制度について

県の施設である宮崎県建設技術センターについて、県が平成22年4月1日から指定管理者制度として募集をかけることになり、若年者技術養成機関を兼ねる産業開発青年隊の存続を含めて、運営、協力、委託等様々な論点により当協会でも活発な意見が交わされた。

～ 県関係の動き ～

1) 募集要項公表（7/1）

①基準額 93,435千円

②指定管理の範囲

産業開発青年隊と建設技術センター施設の
運営管理

※県・市町村職員研修と土木材料試験は除く

③募集要項の中で明らかになった特徴点

- ・自主事業のメニューを幅広く捉えても可
- ・施設の利活用を促進すべし
- ・全寮制については何もふれず

2) 現地説明会（7/15） 5企業・団体参加



(2) 衆議院議員選挙について

8月18日より告示される衆議院選挙について、自由民主党宮崎県支部連合会が公認する候補者を当協会でも推薦することとなり、告示後は、30日に向けてそれぞれの選挙区で応援していくことを再確認した。

(3) 次回常務理事会の開催期日については、9月7日（月）午後1時30分開会と決定した。

以上、すべての議題を協議し、終了した。

2. 住宅瑕疵担保履行法をご存知ですか？

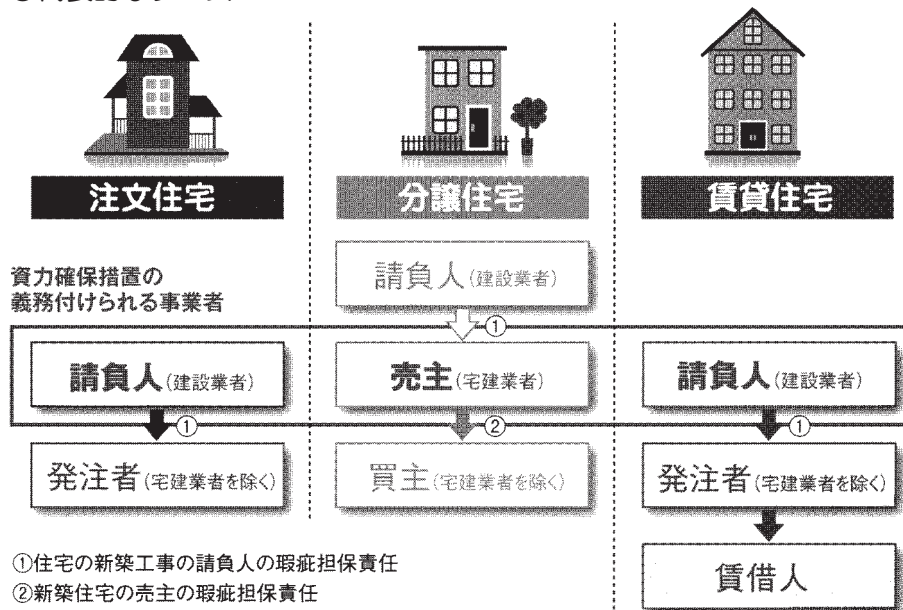
平成21年10月1日以降に引き渡される、新築住宅＝戸建住宅、分譲マンション、賃貸住宅（民間、公共とも）は、「保険（住宅瑕疵担保責任保険）への加入」または「保証金の供託」が義務付けられています。

住宅を請負う建設会社、建築士の皆さん 注意してください

- 請負契約の場合は請負主の建設業者に、売買契約の場合は売主の宅建業者に資力確保義務があり、保険に加入するか、保証金を供託しなければなりません。保険は原則として着工前※の申込みであり、保険料は10年分の一括支払です。（次ページ参照）
 ※特例として、着工後でも非破壊検査等を受ければ保険加入は可能です。ただし、この場合の保険料は通常より高くなります。
 詳しくは保険法人にお問い合わせください。
- 下のイラスト（右はし）のような賃貸住宅のケースでは、請負人の建設業者に義務があります。仮に保険に加入せずに、供託を選択した場合は、最初の基準日（平成22年3月31日）までに、所定の金額を供託しなければなりません。
 8戸のアパートなら、8戸×200万円+1,800万円＝**3,400万円**
 30戸のマンションなら、30戸×80万円+3,000万円＝**5,400万円**になります。
 （詳しくは、国土交通省ホームページをご覧ください）
- 保険加入や保証金の供託を行わなかった場合には、基準日（毎年3月31日と9月30日）の翌日から50日を経過した後は、新たな請負契約や売買契約ができなくなります。違反すると、1年以下の懲役か100万円以下の罰金、又はその両方に処せられます。さらに、建設業法や宅建業法による監督処分もあります。

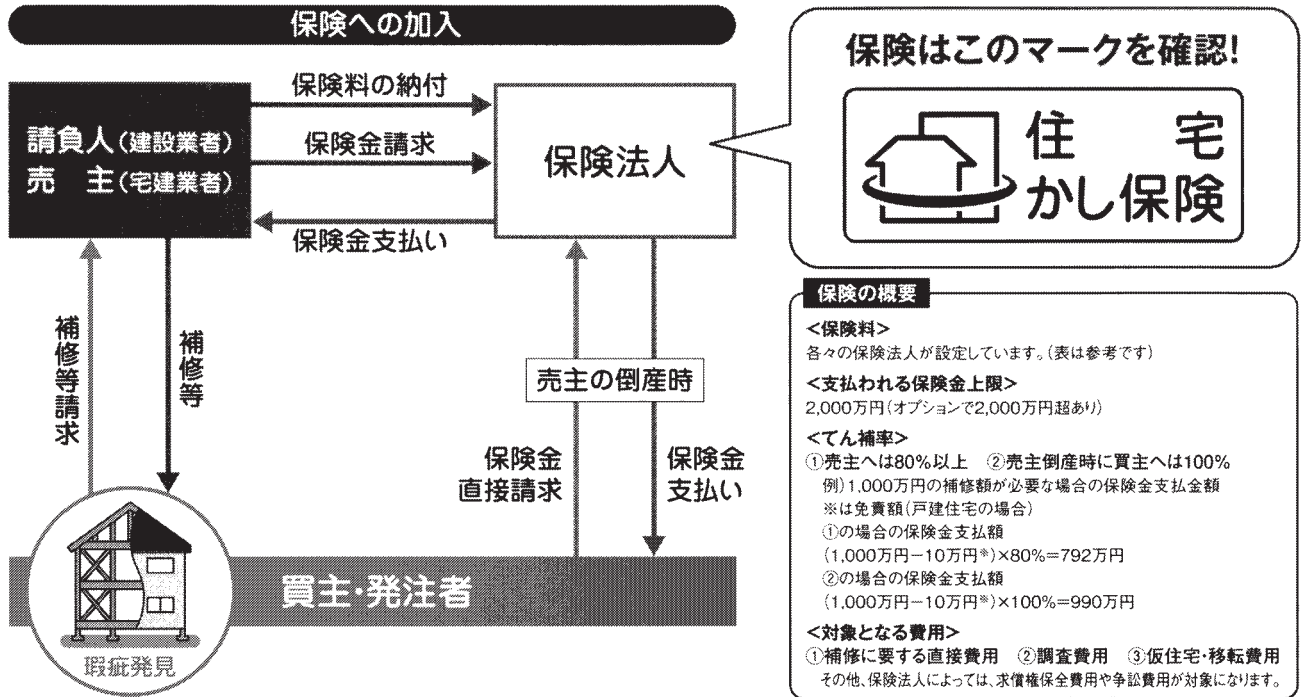
対象の住宅は一戸建て住宅、分譲マンション、賃貸住宅はもちろん、独身寮、寄宿舍、グループホーム、公営住宅、公務員住宅なども含まれます。

● 代表的なケース



●住宅瑕疵担保責任保険は、国土交通省指定の「住宅保険法人」が扱っています。

【保険のしくみ】



【保険法人ごとの保険料(検査料を含む)の例】

一定の要件(戸数や事業者数等)を満たす団体に所属する事業者への割引等のメニューも用意してあります。詳細は、各保険法人にお問い合わせください。

(平成21年7月1日現在)

保険法人名 (50音順)	戸建住宅 (床面積120㎡の場合)		共同住宅 (20戸、4階建て、戸当たり平均面積75㎡)		事業者 届出料 (事業者当たり)
	通常	中小事業者*	通常	中小事業者*	
(株)住宅あんしん保証 ☎03-3516-6333 http://www.j-anshin.co.jp/	¥77,520	¥65,720	¥1,003,050 (戸当たり:50,153)	¥787,050 (戸当たり:39,353)	¥25,200 (新規)
(財)住宅保証機構 ☎03-3584-6631 http://www.how.or.jp/	¥83,000	¥68,740	¥1,035,050 (戸当たり:51,753)	¥879,050 (戸当たり:43,953)	¥9,450 (新規)
(株)日本住宅保証検査機構 ☎03-3635-3655 http://www.jio-kensa.co.jp/	¥75,000	¥68,300	¥1,002,500 (戸当たり:50,125)	¥794,500 (戸当たり:39,725)	¥4,725 (新規)
(株)ハウスジーメン ☎03-5408-8486 http://www.house-gmen.com/	¥88,410	¥80,290	¥1,172,890 (戸当たり:58,645)	¥1,016,090 (戸当たり:50,805)	無し
ハウスプラス住宅保証(株) ☎03-5777-1835 http://www.houseplus.co.jp/	¥70,900	¥61,400	¥930,000 (戸当たり:46,500)	¥776,000 (戸当たり:38,800)	無し

(注)上記保険料は、10年間の保険契約期間に対し一括で支払う金額です。

*資本金3億円以下又は従業員300人以下の法人又は個人

3. 国土交通省建設業緊急経営相談事業

平成21年6月30日
国土交通省総合政策局
建設市場整備課建設産業振興室

～ 建設業緊急相談窓口の設置について ～

1. 趣 旨

地域の建設業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありますが、建設業は各地域における基幹産業の役割を担っており、各地域の活性化や雇用の維持という観点からも、その経営力の強化が重要な政策課題となっております。

今般、建設企業からの高度かつ複雑な経営相談に迅速に対応するべく「建設業緊急経営相談事業」を株式会社日本総合研究所に委託し、同社に「建設業緊急相談窓口」を設置致します。

2. 経営相談の内容例

経営改善計画策定、財務戦略、収益性改善、連鎖倒産回避、転業・事業多角化等

※ なお、本件窓口での対応はあくまでも経営課題に対するアドバイスであり、融資の申込み、書類の申請等の実務的な支援は対象外です。また、本件支援にて行った提言内容は、その実現を保証するものではありません。

3. 相談方法について

株式会社日本総合研究所に設置する窓口にご連絡を頂き、相談内容に応じて弁護士、公認会計士、経営コンサルタント等の専門家によるアドバイスを行います。

また、これらの専門家が、モデル的に、現地を実際に訪問し、アドバイスを行う場合があります。なお、相談費用は無料です。

※ 相談を行う専門家には守秘義務があります。相談内容を業務目的以外に使用することは一切ありませんのでお気軽にご利用下さい。

4. 相談窓口設置期間

平成21年7月1日（水）～平成22年3月31日（水）

5. お問い合わせ窓口

相談を希望される方は、下記URLの様式をダウンロードした上で必要事項をご記入のうえ、下記窓口までFAX又はメールにて送付願います。

建設業緊急相談窓口：株式会社 日本総合研究所 総合研究部門内

窓口直通：03-3288-4792

F A X：03-3288-4691

E-mail：200010-soudan@ml.jri.co.jp

実施要領：http://www.jri.co.jp/press/2009/jri_090630_form.pdf

申 込 書：http://www.jri.co.jp/press/2009/jri_090630_form.ppt

6. その他

本事業は、財団法人建設業振興基金で実施しているワンストップサービスセンター事業と相互に連携を行っております。ワンストップサービスセンターの詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>

<本件に関するお問い合わせ先>

国土交通省総合政策局建設市場整備課建設産業振興室
電話 03-5253-8111(代表) 03-5253-8281(直通)
担当 藤條 (内線24828) 鈴鹿 (内線24827)

4. (株)建設総合サービスによる下請資金繰り支援事業について

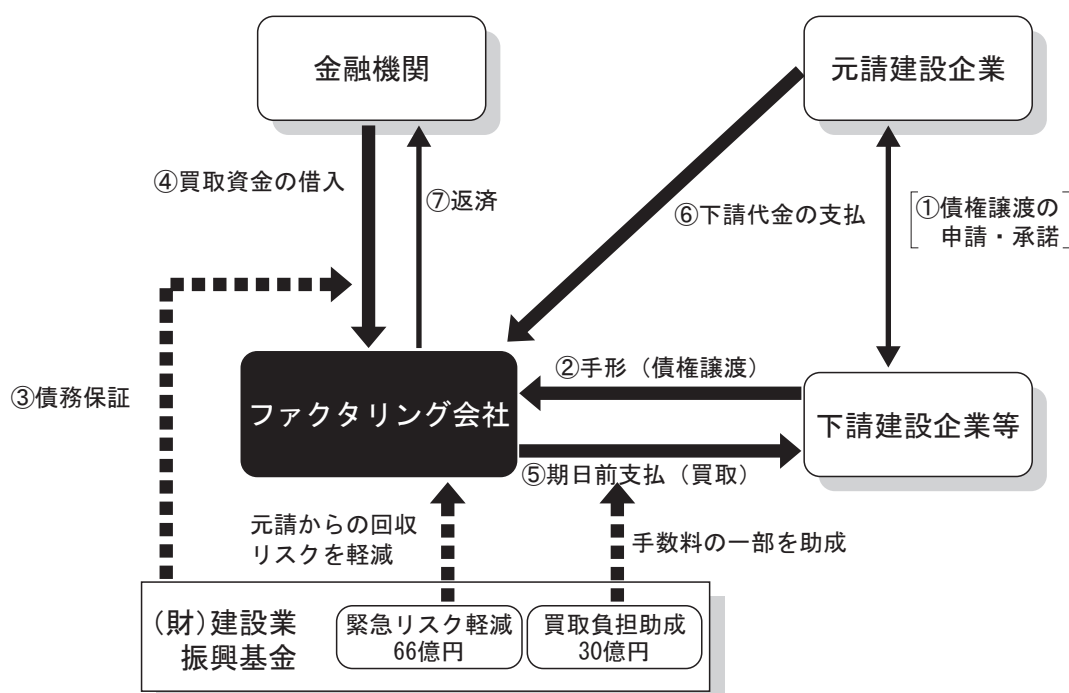
1 事業の目的

本事業は、下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という。）が元請建設企業（発注者から直接建設工事を請け負っている建設企業をいう。以下同じ。）に対して有する工事請負代金等に係る債権（当該工事請負代金等に対応する元請建設企業が振り出した支払手形であることが確認された手形（手形期間が120日を超えないものに限る。以下単に「手形」という。）を含む。以下単に「債権」という。）をファクタリング会社が買い取る場合に、買取時における下請建設企業等の金利負担を軽減するとともに、買い取った債権の回収が困難となったため発生した損失（以下単に「損失」という。）を補償することにより、下請建設企業等の資金需要に対応したファクタリング会社の積極的な債権の買取を促進し、もって下請建設企業等の資金繰りの円滑化等を図ることを目的とする。

2 事業の概要等

- 国土交通省は、今年度第一次補正予算にて、一次下請建設企業・資材会社（以下、一次下請建設企業等）の経営安定化対策として「下請資金繰り支援事業」を創設。（平成23年3月末までの時限措置）
- 補正予算額は、緊急リスク軽減66億円、買取負担助成30億円の計96億円。第一次補正予算は5月29日に成立。
- 一次下請建設企業等の保有する債権（手形主体を想定）をファクタリング会社が買い取るスキームを活用し、①債権買取の際の一次下請建設企業等の手数料負担、②債権買取後の元請企業からの回収不能リスクを軽減するための助成を、それぞれ国費（96億円）で賄う仕組み。
- また、ファクタリング会社の資金調達の円滑化を図るため、債権買取資金を金融機関から借り入れる際の債務保証を実施
- 上記、助成や債務保証は（財）建設業振興基金が実施主体となる。
- （株）建設総合サービスはファクタリング事業をすでに実施しており、国土交通省の要請を受け、本事業へ参入。

<概要図>



3 事業の内容

事業実施期間	平成21年7月1日～平成23年3月31日													
対象となる債権	元請建設企業を債務者、一次下請建設企業等を債権者とする建設工事に関するもの（手形主体）													
債権買取限度額等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲</td> <td>・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。</td> </tr> <tr> <td>(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額</td> <td>・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。</td> </tr> <tr> <td>(3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額</td> <td>・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。</td> </tr> <tr> <td>(4) 債権買取の際の設定利率の上限</td> <td>・15%（年率）を上限。</td> </tr> <tr> <td>(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定）</td> <td>・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲	・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。	(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額	・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。	(3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額	・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。	(4) 債権買取の際の設定利率の上限	・15%（年率）を上限。	(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定）	・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。	
項目	内容													
(1) ファクタリング会社ごとの債権買取限度額の範囲	・ファクタリング会社の純資産の25倍（残高ベース）を上限として、ファクタリング会社ごとに個別に設定。													
(2) 一の元請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・一の元請建設企業に係る全ファクタリング会社を通じての債権買取残高の上限額	・5億円（残高ベース）を上限。 ・原則として当該元請建設企業の純資産額の範囲内で、(財)建設業振興基金が定める。													
(3) 一の下請建設企業当たり債権買取限度額 ・債権買取限度額の範囲 ・債権買取1回当たりの下限額	・下請建設企業等の規模に応じ1億円、3億円又は5億円（残高ベース）の3段階。 ・500万円を下限。													
(4) 債権買取の際の設定利率の上限	・15%（年率）を上限。													
(5) ファクタリング会社ごとの損失補償限度額（各年度毎に決定）	・債権買取限度額に応じてファクタリング会社ごと限度額枠を設定。													
金利負担助成	買取料率（年率）の2分の1（ただし年率3%を上限）													
損失補償の割合	回収困難となった債権の額面95%を（財）建設業振興基金から補償													
対象となる元請建設企業	①当年度又は前年度に公共工事の受注実績がある企業 ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされていない企業 ③手形交換所の取引停止処分を受けていない企業等													
対象となる一次下請建設企業等	資本の額が20億円以下、又は常時使用する従業員数が1,500人以下の中小・中堅企業等で、以下の者とする ①元請建設企業と下請契約を締結した一次下請建設企業 ②元請建設企業に建設工事に関する資材を提供する資材会社 （元請建設企業と直接の契約関係を有する者に限る）													

～お問い合わせ～

下請資金繰り支援事業

西日本建設業保証(株) 0985-24-5656

(株)建設総合サービス 06-6543-2843
※ファクタリング事業専用ダイヤル

5. JACIC 新コリンズの登録システムのリリースについて

登録企業の皆様用

新しいコリンズ・テクリスの登録システムリリースについて

延期になっておりました新しいコリンズ・テクリスの登録システムのリリースが、このたび平成21年8月18日（火）に決定しました。

システム移行に伴って、8月6日（木）17:00～8月18日（火）9:00の間登録ができなくなります。
詳細については、今後ホームページ等でご案内します。

この資料では、現時点で確定している新しいコリンズ・テクリスの「利用の流れ」を説明します。

利用の流れ

1-1. 現在オンライン登録を利用されている方

平成18年4月1日以降に新しくユーザIDを取得された方、または平成18年3月31日以前にユーザIDを取得し平成19年度に向けての年度更新の手続きを行った方。
※新しいコリンズ・テクリスの利用手続きは不要です。

1-2. 初めてコリンズ・テクリスを利用される方。

※新しいコリンズ・テクリスを利用するためにWeb利用申込みを行います。

その他の方

1-3. 今までオンライン登録を行ったことがなくコリンズ・テクリスの「FD登録」や「代行サービス」のみをご利用いただいた方。
1-4. 平成18年3月31日以前にユーザIDを取得し平成19年度に向けての年度更新の手続きを行わなかった方。（ユーザID無効企業）
1-5. ログイン・パスワードを忘れた利用責任者。
※新しいコリンズ・テクリスを利用するためにWeb再利用申込みを行います。

↓ ↓ ↓

2. コリンズ・テクリスにログインし「建設実績情報の作成」を行います。
3. 作成した内容を発注機関の担当者に確認してもらいます。
4. 発注機関の担当者の情報など確認情報を入力します。
5. 利用料金の確認を行い登録します。登録確認後、登録内容確認書をダウンロードし発注機関に提出します。

注1) Web環境の整ってない場合等については、当財団にて代行登録を行います。（赤坂本部のみで受付）

(1)

■利用者権限と利用体制について

1社に1人「利用責任者」を設定していただきます。
利用責任者は、コリンズ・テクリス利用に関して企業を代表していただき、企業内のコリンズ・テクリス利用者管理、企業情報管理、技術者情報管理等を行っていただきます。

【利用責任者】
 ■コリンズ・テクリスを利用する企業内のユーザ「登録者」「作成者」「閲覧者」の設定と管理を行います。
 ■企業情報、技術者情報、事業所情報、請求情報等の企業情報の登録と管理を行います。
 ■コリンズ・テクリス利用に関して登録・作成・閲覧など、全ての利用権限を有します。
 ■財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）との窓口になっていただきます。

【登録者】
 工事・業務の登録用データ（契約・完了登録）を作成できます。コリンズ・テクリスに登録できます。

【作成者】
 工事・業務の登録用データを作成できます。登録はできません。

【閲覧者】
 社内で登録した工事・業務のデータを閲覧できます。

【利用体制の例】

〇〇建設株式会社

本社
企画部：利用責任者

窓口業務(TELメール等) ← (財)日本建設情報総合センター(JACIC) コリンズ・テクリスセンター

本社
工事部：登録者
作成者

本社
営業部：閲覧者

関東支店
営業部：閲覧者
土木部：登録者

関西支店
営業部：閲覧者
建築部：登録者

……

(2)

新しいコリンズ・テクリスの登録システム（補足資料）

■新システムと今までのシステムの違い

	新システム	今までのシステム
システム方式	Webシステム ※Webブラウザを利用します。 利用するパソコンにシステムをインストールする必要はありません。	クライアント/サーバシステム ※利用するパソコンにシステムをインストールします。
認証	ユーザID/パスワード ※今までのシステムのものを利用できます。	ユーザID/パスワード/電子証明書
利用申請（ユーザIDの取得）	社内の利用者は「利用責任者」がシステムに設定します。 ※初めて利用する場合は「Web利用申込み」を行い必要書類（要押印）をJACICに送付します。	「利用申請者」がインターネット利用申請により、インターネットと紙の申請書で必要書類を添付しJACICに申請します。
登録について	【コリンズ】請負金500万円以上2500万円未満の工事でも技術データを登録できます。 【テクリス】請負金100万円以上の業務が登録できます。（補償コンサルタントも含む）	【コリンズ】技術データは2500万円以上の工事登録できます。 【テクリス】請負金100万円以上の業務が登録できます。
登録した実績の検索	各企業では、登録した工事や業務の実績を検索、閲覧することができます。	企業で登録した実績を検索する機能はありません。
発注者への確認	【コリンズ・テクリス】登録のための確認のお願い・登録内容確認書	【コリンズ】・工事カルテ登録機関確認書 ・工事カルテ受領書 【テクリス】・業務カルテ登録機関確認書 ・業務カルテ受領書
利用料金	登録・訂正等の料金は既存システムと同額です。 ※ただし一部の新設機能（自社登録データの複数件ダウンロード等）は別途料金です。	2500万円以上の工事1件の登録は9030円（業務は500万円以上）、訂正料金2940円、2500万円未満の工事1件につき登録は2940円（業務は100万円以上500万円未満）等です。
代行登録	Web環境の整ってない等の場合は、代行登録を行います。 従来のFD登録は、廃止します。 ※申込書は、本部（赤坂）のみで受付ます。	Web環境の整ってない等の場合は、代行人（FD登録）を行います。

(3)

初めて利用される方

■インターネットに繋がるパソコンを準備してください。
■<http://ct.jacic.or.jp>から「Web利用申込み」を行い、ユーザIDとパスワードを取得してください。ご利用は、8月18日からになります。
(*)テクリスの場合、従来の会社コード、技術者IDでそのまま利用出来ます。

新システムの特徴

■システムをパソコンにインストールする必要はありません。
Web（IE）ブラウザからご利用いただけます。
■現在ご利用されているユーザIDとパスワードでご利用できます。
電子証明書は廃止します。
■受注（契約）登録を旧システムで登録していても、竣工（完了）登録は新システムで登録可能です。

主な新しい機能

■各企業に「利用責任者」を設置し、企業内の利用は全て「利用責任者」に管理していただきます。利用申請をその都度JACICに行う必要はありません。
■コリンズ請負金額500万円以上2500万円未満の工事の技術データが登録できます。テクリスでは100万円以上の業務登録を行うことができます。
■今まで自社が登録した工事や業務の実績を自由に検索できます。
■新たに「企業ID」「建設実績技術者ID」を発行し、企業や技術者を一元管理して、データの品質を向上させます。

問合せ先
 財団法人日本建設情報総合センターコリンズ・テクリスセンター
 〒107-8416
 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセブンスアヴェニュービル4F
 URL : <http://www.ct.jacic.or.jp/>
 E-mail : ct7k@jacic.or.jp

(4)

雇用改善コーナー

1. 建設事業主雇用改善推進助成金のご案内

助成金を利用して働きやすい 職場づくりをしませんか？

雇用改善実施計画を作成し、次の事

1 雇用管理責任者等の選任・配置等

※雇用管理研修等は必ず実施又は受講してください。

例えば

- 雇用管理研修や職長研修を受講させる場合
- 各専門工事業団体が実施する「基幹技能者認定講習」を受講させる場合 などに資金の一部が支給されます。
(支給額…雇用管理研修等の受講ごとに、資金上限5000円/1人1日(6日分を限度))

2 建設労働者の募集・採用を円滑に行うための新たな取組

例えば

- 求人情報誌等へ求人広告を掲載する場合(求人募集と併せて建設業の魅力アピールするもの)
- 就職説明会を開催、又は就職説明会へ参加する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

3 高齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組

例えば

- 高齢労働者等に配慮した処遇制度(継続雇用制度等)や、労働環境の整備をするために検討・調査をする場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

4 魅力ある職場づくりのための取組

例えば

- 工事現場で作業員宿舎を賃借する場合
- 工事現場で食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室を賃借する場合
- 資金体系・退職金制度の整備をするために検討・調査する場合 などにその経費の一部が支給されます。
(支給額…経費の1/2相当額(100万円を限度))

建設事業主雇用改善推進助成金は、中小建設事業主のみなさまの雇用改善の取組を支援するために平成20年度に新設されました。

雇用管理の課題をご検討されたうえで、下記の助成対象項目を盛り込んだ年間計画を作成し、独立行政法人雇用・能力開発機構の認定を受けていただき、その計画に沿って雇用改善の取組を行った場合、助成金が支給されます（1事業年度につき200万円の支給限度額があります）。

業を実施（計画の変更は随時可能）

5 期間雇用労働者の雇用改善

- 例えは** ●1ヶ月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断を実施する場合 など
にその経費の一部が支給されます。
（支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度））

6 社会保険労務士等の利用

- 例えは** ●上記1～5の取組のために社会保険労務士等のコンサルティングを受ける場合 などにその
経費の一部が支給されます。
（支給額…経費の1/2相当額（50万円を限度））

建設事業主雇用改善推進助成金の活用事例

A社は、管工事業を営む中小建設事業主であるが、会社内の年齢構成が偏っていることから若年技術者の採用のための企業案内を作成するとともに職場環境を整備するため工事現場にシャワー室を設置したいと考えていた。そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ、建設事業主雇用改善推進助成金を利用できることが分かり、併せて、雇用管理責任者の重要性を知り、雇用管理研修も受講することにした。

雇用改善実施計画を作成し、センターへ認定申請を行い、実施時期に応じて（四半期毎）支給請求した結果、年間で当該事業にかかった費用710,000円のうち355,000円の助成を受けることができた。

※事業の内容によって助成金を受けられない場合があります。

(今回の事例の内訳)	
[A社負担額]	[助成額]
企業案内の作成経費	
300,000円(※1)	300,000円×1/2=150,000円(※2)
シャワー室の設置経費	
65,000円(※4)×5ヶ月=325,000円(※2) (※4)=1ヶ月当たりの賃借料	325,000円×1/2=162,500円(※2)
雇用管理研修の受講経費	
10,000円(※5)×1日課×2名=20,000円(※2) (※5)=受講費(雇用管理研修受講)の受講料(受講日額)	10,000円(※6)×0.5=5,000円 5,000円(※7)×1日課×2名=10,000円(※2) (※6)=認定認定したA社の1人当たり6ヶ月間認定日額 (※7)=認定日額の支給対象期間
合 計	
実施経費710,000円 (①+②+③)	助成額355,000円 (※2+④+⑤)

情報の取り扱う助成金についてインターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

2. 建設教育訓練助成金のご案内

助成金を利用して建設労働者の技能向上を図りませんか？

例えば、従業員に下表の労働安全衛生法に定められた技能講習・教習を登録教習機関に委託して受けさせた場合

技能講習	教習
酸素欠乏危険作業主任者技能講習	クレーン運転実技教習
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	
床上操作式クレーン（5t以上）運転技能講習	
小型移動式クレーン（1t以上5t未満）運転技能講習	
ガス溶接技能講習	
車両系建設機械（ 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用） 運転技能講習	移動式クレーン運転実技教習
車両系建設機械（解体用）運転技能講習	
車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習	
不整地運搬車（1t以上）運転技能講習	
高所作業車（10m以上）運転技能講習	
玉掛け技能講習	

経費及び賃金の一部を雇用・能力開発機構が **助成** します。

※助成に当たっては一定の条件があります。

機構の取り扱う助成金について
インターネットでも情報提供しております。

<http://www.ehdo.go.jp/>

信頼される仕事は 安心できる職場から

建設教育訓練助成金（第2種、第4種技能実習）の活用事例

A社は、土木工事業を営む雇用保険料率1000分の18を負担する中小建設事業主であるが、従業員の能力開発のため、講習経費を負担したり、出勤扱いで講習を受けさせる等、資格取得に力を入れている。今回、5名の従業員に「車両系建設機械運転技能講習」の修了を目標に、登録教育機関で6日間の講習を受講させることにした。

そこで事前に雇用・能力開発機構都道府県センターに相談に行ったところ建設教育訓練助成金（第2種、4種技能実習）を利用できることが分かった。

受講後（2ヶ月以内）に支給請求した結果、当該講習にかかった費用800,000円のうち500,000円の助成を受けることができた。

(今回の事例の内訳)	
【A社負担額】	【助成額】
第2種（経費助成）	
100,000円（※イ）×5名=500,000円…① <small>（※イ）=1人当たりの受講料100,000円</small>	500,000円×70%=350,000円…③
第4種（賃金助成）	
9,000円（※ロ）×6日間×2名=108,000円 10,000円（※ロ）×6日間×1名= 60,000円 11,000円（※ロ）×6日間×2名=132,000円 合計300,000円…② <small>（※ロ）=受講者（雇用保険の被保険者）の通常の賃金日額</small>	10,000円（※ハ）×0.8=8,000円 8,000円 > 5,000円（※ニ）のため 5,000円（※ニ）×6日間×5名=150,000円…④ <small>（※ハ）=別途算定したA社の1人当たりの平均賃金日額 （※ニ）=賃金日額の支給率定額</small>
合 計	
実施経費 800,000円（①+②）	助成額 500,000円（③+④）

※建設教育訓練助成金（第2種、第4種）の助成を受けるには、「雇用保険料率が18/1000であること」「受講者が雇用保険被保険者であること」「会社が費用を負担していること」等、一定の条件を満たす必要があります。また、講習の種別や時間数等により助成金が受けられない場合もあります。

※平成20年度から建設教育訓練助成金の一部を拡充しました。

【建設教育訓練助成金（第2種技能実習）の主な改正ポイント】

- (1) 機構が別に指定する労働安全衛生法に定められた技能講習・教育及び危険再認識教育について
 - 受講開始2週間前までに行う認定申請の手続きを廃止しました。
- (2) 事業主自らが行う技能実習（特別教育、有資格者に対する再訓練、技能検定の事前講習等）について
 - 登録教育機関に委託して実施する場合も助成対象としました。なお、受講開始2週間前までに認定申請の手続きが必要です。
 - 指導員謝金が1人1時間当たり10,000円の指導員に（社）全国技能士会連合会長が認定した「全技能マイスター」を加えました。
- (3) その他
 - 実習実施日の期間の要件を7日以内から1ヶ月以内に延長しました。ただし、一の技能実習について最長でも6ヶ月以内に修了しなければなりません。
 - 支給請求の期間を受講後1ヶ月以内から2ヶ月以内に延長しました。

— お問い合わせ —

独立行政法人雇用・能力開発機構宮崎センター 0985-51-1511

技 士 会

1. 平成21年度 1 級土木施工管理技術検定「学科試験」の合格発表

去る、平成21年7月5日（日）1級土木施工管理技術検定「学科試験」が行われました。

その、実施結果について平成21年8月19日（水）に（財）全国建設研修センターから発表があり、合格者にはすでに通知がなされているところであります。

つきましては、各試験地における合格者数等は下記のとおりとなっております。

なお、（財）全国建設研修センターのホームページ（<http://www.jctc.jp/>）でも合格者受験番号が掲載されていますので併せてご連絡いたします。

下表のとおり、受験予定者数の合計40,572人（前年度47,666人）に対して、当日の出席率86.0%（同85.1%）となっております。

ただし、合格者数は合計17,762人（同28,603人）で、合格率50.9%と前年度の70.5%を19.6%大きく下回っています。

福岡会場は、受験予定者数の6,103人（前年度7,474人）に対して、出席者数5,271人（同6,267人）でいずれも減少しておりますが、出席率86.4%（同83.9%）で前年度を25%上回っています。

合格者数は2,564人（同3,120人）で、合格率48.6%と前年度の49.8%を僅かに下回っております。

平成21年度 1 級土木施工管理技術検定・学科試験実施結果表

平成21年7月5日実施
平成21年8月19日発表

試験地	受験予定者数	出席者数	出席率 (%)	合格者数	合格率 (%)
札幌	1,917	1,624	84.7	809	49.8
釧路	545	487	89.4	207	42.5
青森	752	643	85.5	318	49.5
仙台	2,788	2,419	86.8	1,307	54.0
東京	10,296	8,725	84.7	4,574	52.4
新潟	1,531	1,346	87.9	712	52.9
名古屋	4,592	4,003	87.2	2,093	52.3
大阪	6,375	5,431	85.2	2,678	49.3
岡山	1,342	1,182	88.1	552	46.7
広島	1,739	1,524	87.6	873	57.3
高松	1,556	1,369	88.0	752	54.9
福岡	6,103	5,271	86.4	2,564	48.6
沖縄	1,036	876	84.6	323	36.9
計	40,572	34,900	86.0	17,762	50.9

我々は成功する為に生まれてきたのだ、他人の失敗はけっしてあなたを救いはしない

2. 平成21年度土木施工管理技術検定試験2級「模擬」試験受験準備講習会のご案内

【CPDS認定講習会】

最近の建設工事は規模も構造も大型化、複雑化し、また監理技術者の専任制が強化されていることなどから、より多くの資格者を保有することが企業にとっても大切な事であります。

建設産業は厳しい状況にありますが、今こそ人材対策は重要な課題であり、優秀な人材確保、育成に積極的に取り組む必要があります。

建設事業に携わる技術者はいついかなる厳しい時代がやってきても、技術を常に磨き自己研鑽・自己啓発に努め能力を十分蓄え自信をもち対応していただきたいと思っております。

それには「国家資格」を取得される事が大切であります。

去る、7月22日～24日、7月29日～31日まで2級「学科」の受験準備講習会を終了しました。受講生の皆様は真剣に取り組んでおられました。

つきましては、2級土木施工管理技士の資格取得の合格率を更にアップするため「模擬講習」を次のとおり計画いたしましたのでご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 程	平成21年9月11日（金）～12日（土）2日間
時 間	9：00～17：00
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市）
試 験 日	平成21年10月25日（日）（福岡市・鹿児島市）
問 合 せ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696

3. CPDS（継続学習）制度について!!

最近の急激な科学技術の進展につれて、土木工事の施工法は進歩し、環境や健康に対する国民の価値観も変わり、工事の施工上のルールも急激に進化しています。

このように厳しい条件の下であっても、適切な施工が求められるなど、公共事業に携わる国家資格者である『土木施工管理技士』の責任は重大であり、これに対応するため自己の能力の維持・向上の研鑽は不可欠であります。

技術者の技術力は、知識と経験によって支えられています。知識は、学校教育による学歴と各種資格の取得、さらに実社会に出てからの自己研鑽による学習等によって得られ、経験は実社会における工事の実務経験によって培われています。

つまり、技術者の技術力は「学歴、資格」・「継続学習」・「実務経験」の3本柱によって支えられているのです。

そこで、自己研鑽による学習を『CPDS（継続学習）』制度によって学習単位（ユニット）で評価し、自己啓発に努力する優秀な技術者の活用を社会にアピールするものです。

1. CPDS（継続学習）制度の目的は次のとおりです。

- ①努力する技術者の評価
- ②土木施工管理技士の技術レベルの維持管理
- ③施工管理学習の体系化

2. CPDS（継続学習制度）の目標メリットは次のとおりです。

- ①経営事項審査の技術力評価への加算
- ②工事専門分野毎への工事实務経験として換算
- ③技術検定の受験資格要件である実務経験年数の短縮

* 広島県・島根県・山口県・高知県・愛媛県・長野県・宮城県・佐賀県・長崎県・広島市等が入札参加資格審査申請において「CPDS」を主観的事項（技術力評価）のなかに新たに加わった。…参考までにお知らせいたします。

4. 2回目の『監理技術者の講習会』終わる

平成21年度第2回目の監理技術者講習会を去る、平成21年8月5日（水）に宮崎市学園木花台の「宮崎県職業能力開発協会」ホールで開催致しました。

多数の方々が受講されました。

「CPDS認定」

平成21年度 2回目の監理技術者講習

（於：職業能力開発協会）



- 1) 監理技術者講習は、平成16年3月1日から建設業法の一部改正により、公共事業に専任で配置される監理技術者は『監理技術者資格者証』の交付を受けている方で、なおかつ国土交通省大臣に登録された監理技術者講習を受講していなければならない（土木施工管理技士会が開催している『監理技術者講習』は国土交通大臣の登録を受けて実施するものです）
- 2) 法改正により、講習修了後に「修了試験」を実施するようになりました。
- 3) 今後は、『監理技術者資格者証』と講習会での『講習修了証』の2枚が必要になり公共事業の現場には携帯しなければなりません。
- 4) 今回受講された方の修了有効期間は「5年間」となります。
- 5) CPDS（継続学習）の認定講習で、この講習に限って「12ユニット」であります。

次回の第3回講習会は平成21年11月18日（水）に開催いたします。

* お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

我々は成功する為に生まれてきたのだ、他人の失敗はけっしてあなたを救いはしない

建退共

1. 建退共への加入のおすすめ

～ 建設業界の皆様へ ～

福祉の増進と企業の振興のための国の退職金制度です

●19万建設事業所が加入。277万人の建設現場の就業者が退職金支給対象となっています。
建設工事の第一線で働く優秀な人材確保にも寄与！

特長

- ◎法律に基づき運営される国が作った制度
- ◎建退共加入は「経営事項審査」で加点評価
- ◎国からの財政上の支援（国の助成により掛金の一部が免除）
- ◎掛金は全額非課税（損金または必要経費に算入できます）
- ◎複数の企業間を就業しても通算して退職金を支給
- ◎加入の手続きは簡単（都道府県の建退共支部で加入）

●加入できる事業主
建設業を営む事業主

●対象となる労働者
建設業の現場で働く方

●掛金は
一日 310円
(加入労働者ひとり)

こんなに有利

●これまでに累計で188万件、1兆2千億円の退職金をお支払いしています。

掛金納付年数	掛金総額	退職金額
40年	312万円	563万円
35年	273万円	461万円
30年	234万円	372万円
25年	195万円	293万円
20年	156万円	221万円
15年	117万円	155万円
10年	78万円	94万円

※退職金額は、一年につき、310円（1日）×21日（1ヶ月）×12月（1年）の掛金を納めたときの金額です。

※1万円未満は四捨五入しております。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

〒105-0011 東京都港区芝公園1丁目7番6号（退職金機構ビル）
TEL. 03-5400-4316（ダイヤルイン） FAX. 03-3459-8369
<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>

ホームページ「建退共」に、パンフレット請求・退職金の試算等建退共制度の
知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい!!

建退共

検索

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（7月分）

建退共宮崎県支部

月別	区分	共 濟 契 約 者 数	被 共 濟 者 数	月別	区分	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (6月分)
							冊	件	千円
6月末計		社 3,394	名 47,597	前年度累計		364,848	39,788	22,771,808	110,436,046
加 入		5	133	当 月 分		716	168	125,246	54,737
脱 退		4	191	本 年 度 分		3,087	810	662,760	129,094
7月末計		3,395	47,539	累 計		367,935	40,598	23,434,568	110,565,140

注：掛金収納額は21.6月分を表す

厚生年金基金

1. 事業概況（7月分）

1. 適用

(平成21年7月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
364社	3,941人	626人	4,567人

2. 給付

裁定状況

(平成21年7月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	14	6,349,600	49	23,205,300
第2種退職年金	38	9,254,500	117	27,914,100
選択一時金	14	9,181,600	38	25,804,100
脱退一時金	28	6,540,400	122	24,683,900
遺族一時金	1	742,000	4	2,052,400

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成21年7月末現在)

信託資産	13,614,652,488 円
合 計	13,614,652,488 円

建 災 防

1. 足場の規則改正に係るQ&Aについて

(宮崎労働局発表)

【まえがき】

建設業等において、足場等からの墜落・転落による労働災害が多発していることから、今回、足場等からの墜落防止等の対策の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正され、平成21年6月1日から施行されました。施行にあたり、厚生労働省で作成したリーフレット等で改正内容の周知を図っているところですが、県内の各監督署には規則改正に伴う質問等が数多く寄せられています。そこで、建設業をはじめとした足場関係者の方々の疑問を少しでも払拭できればと考え、「足場の規則改正に係るQ&A」を作成しましたので、リーフレットと併せて参考にしていただければ幸いです。

Q 1 : 今回の足場に関する改正規則は、すべての種類の足場に適用されるのでしょうか？

A 1 : 「ブラケット一側足場（建地にブラケットを取り付け、その上に足場板（床材）を敷き、これを作業床とした一側建地の足場）」などの一側足場を除き、すべての足場に適用されます。
なお、点検に関する規定については、一側足場であっても対象となります。

Q 2 : ローリングタワー（移動式足場）についても、今回の足場に関する規則改正が適用されるのでしょうか？

A 2 : 適用されます。

Q 3 : 現場ではくさび緊結式足場を組むことが多いのですが、くさび緊結式足場はいわゆる「わく組足場」に該当するのでしょうか？

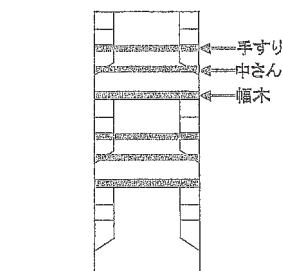
A 3 : くさび緊結式足場は、「わく組足場以外の足場」に該当します。
なお、くさび緊結式足場による一側足場については、「A 5」のとおり適用がありません。
くさび緊結式足場の組立て方法等に関しては、社団法人仮設工業会が発行している「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準」を参考にしてください。

Q 4 : 単管足場の手すりは、作業床から手すりのどの部分までが85cmないといけないのでしょうか？

A 4 : 手すりの高さは、作業床から手すりの上縁までです。単管足場の中さん、枠組足場の下さん、架設通路に設ける手すりやさんについても作業床からその上縁までの高さを言います。

Q 5 : わく組足場の妻面の対策は、何をすればよいですか？

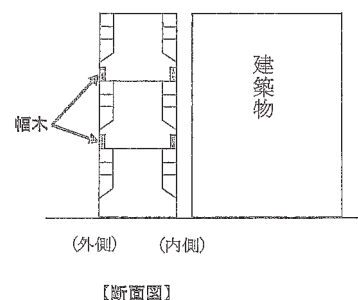
A 5 : 第563条第1項第3号においては、わく組足場妻面は「わく組足場以外の足場」に該当することとされているため、単管足場などの対策と同様の措置が必要であり、法令上、墜落防止設備として高さ85cm以上の手すりと高さ35cm以上50cm以下の中さんを設け、さらに物体の落下防止設備として高さ10cm以上の幅木を設ければ要件を満たします。



Q 6 : わく組足場の物体の落下防止対策は、足場の外側のみでよいのでしょうか？それとも、躯体側（内側）にも物体の落下防止対策が必要でしょうか？

A 6 : わく組足場の物体の落下防止対策は、足場の外側、躯体側（内側）に関係なく、物体の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときに必要です。具体的には、高さが10cm以上の幅木又は防網を設置するなどの措置が必要です。

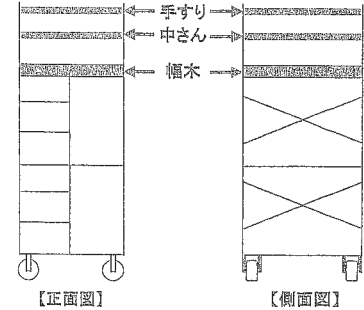
なお、墜落防止措置についても同様に、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所については必要です。具体的には、交さ筋かいに加えて高さ15cm以上40cm以下の下さんを設置するなどの措置が必要となります。



Q7：下さん及び中さんの代わりに繊維ロープ（親づな・トラロープなど）で代用してもよいですか？
A7：繊維ロープなどのたわむものは認められません。

Q8：わく組足場の架設通路にはどんな対策が求められますか？
A8：架設通路についても墜落の危険のある箇所には、高さ85cm以上の手すり及び高さ35cm以上50cm以下のさんを取り付ける必要があります。

Q9：3段タイプのローリングタワーを使用するときに、2段目についても幅木などの対策を講じる必要がありますか？
A9：例えば、3段目の作業床でしか作業を行わない（2段目での作業はない）ということであれば、2段目については特に対策を講じる必要はありません。なお、3段目は、右図のように、わく組足場以外の足場と同様の対策が必要です。



Q10：足場の点検に関しては、今まで悪天候の後や中震以上の地震の後などに実施すれば良かったと思いますが、今回、規則改正があったと聞きました。いつ点検を実施しなければいけなくなったのでしょうか？
A10：従来から法令で規定されている次の①～③が発生した後の作業開始前の点検に加え、その日の作業を開始する前に、事業者は、足場の点検を行う必要があります。

- ①強風、大雨、大雪などの悪天候
- ②中震以上の地震
- ③足場の組立て又は一部解体や変更

【参考】

強風⇒10分間の平均風速が毎秒10m以上の風
大雨⇒1回の降雨量が50mm以上の降雨
大雪⇒1回の降雪量が25mm以上の降雪
中震⇒震度階級4の地震

Q11：足場を使用する作業を行うときは、その日の作業を開始する前に点検が必要になりましたが、どのような内容を点検すればよいのですか？
A11：つり足場以外の足場について、事業者は今回の規則改正で設けられた墜落防止設備の取りはずしとその脱落の有無について点検が必要です。
つり足場については、次の①～⑤の項目に加え、事業者は今回の規則改正により設けられた墜落防止設備の取りはずしとその脱落の有無、幅木など物体の落下防止設備の取付状態と取りはずしの有無の点検が必要です。

- ①床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態
 - ②建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態
 - ③緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態
 - ④筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取りはずしの有無
 - ⑤突りようとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
- なお、点検で異常が認められたときはすぐに補修しなければなりません。

2. 第45回 全国建設業労働災害防止大会について

第45回全国建設業労働災害防止大会が、来る9月10日（木）11日（金）の両日、東京都の東京国際フォーラム（ホールA）等において開催されます。

最近の建設業界を取り巻く環境は、長引く経済不況の下、依然として厳しい状況が続いています。このような時にこそ、安全の重要性を再確認し、安全衛生意識の高揚を図ることが重要であり、多くの関係者が一同に会し、今日の状況にふさわしい建設業の安全衛生について共に考えようとする、全国建設業労働災害防止大会は、特に重要な安全衛生活動であると考えられます。

今年度は、大会初日の総合部会において、建築家東京大学名誉教授安藤忠雄氏の記念講演のほか安全衛生表彰等が行われ、大会二日目は、労働安全衛生マネジメントシステム部会、土木建築施工部会、安全衛生教育部会、住宅部会、専門工事部会に分かれて開催され、松平定知（元NHKキャスター）ほかの特別講演、研究発表が行われることになっておりますので、多数、参加頂くようご案内いたします。

なお、参加される方で、参加券購入希望の方は、当支部へ申し込んでください。
また、大会初日に行われる安全衛生表彰においては、当支部から次の会社及び職長さんが受賞されます。

受賞おめでとうございます

- 功 績 賞（職長）
- 1 黒 木 文 也 株式会社三郎建設（日向分会）
 - 2 永 江 優一郎 丸昭建設株式会社（都城分会）
- 優 良 賞
- 1 株式会社田村産業（宮崎分会）
 - 2 株式会社日進建設（小林分会）

3. 平成21年度全国労働衛生週間について

平成21年度 全国労働衛生週間（第60回）

本 週 間／10月1日～10月7日
準備期間／9月1日～9月30日

〈スローガン〉

トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第60回を迎えます。この間、本週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の保持増進と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところです。

我が国における昨年の業務上疾病による被災者は8,874人であり、平成16年以降増加しています。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成20年は51.3%に上っています。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は6割以上に上っています。

このような状況の下、第11次の労働災害防止計画の2年目として、労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること等を目標に、危険性又は有害性等の調査等の促進、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進、メンタルヘルス対策の推進、快適職場づくり対策の推進、粉じん障害の防止、化学物質による健康障害の防止等を重点対策とし、関係者が着実に取り組み、労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図ることが必要です。

特に、メンタルヘルス対策については、仕事の質・量、職場の人間関係等の変化、労働者の孤立等により心の健康問題を抱える労働者の増加が危惧されていること等を背景に、より一層の対策の推進が必要ですが、このためには、企業や事業場のトップの強い決意とリーダーシップのもと、労働者、管理監督者、産業保健スタッフ等がそれぞれの役割と責任を認識し、組織的かつ積極的に取り組み、労働者の心の健康が確保された明るい職場をみんなで実現していくことが重要です。

このような観点から、本年度は、

「トップが決意 みんながつくる 心の健康・明るい職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間が展開されます。

9月1日から9月30日を準備期間とし、県内すべての事業場において、労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動を推進しましょう。

火 薬 協 会

1. 事故防止対策委員会による調査・検討結果について

平成20年中の火薬事故は、全国で総件数48件、死者3名、負傷者70名でありましたが、うち、産業火薬消費中の事故が7件発生しています。（事故の概要は、会報7月号に掲載）この7件の事故について事故防止対策委員会による調査、検討結果がとりまとめられていますので、要点のみをお知らせします。

(1) 横孔発破による事故防止

事故7件のうち、横孔あるいは縦孔と横孔の併用で発破を実施したケースが4件あり、横孔発破そのものに起因する事故も発生している。

横孔発破は、採石場等において、ベンチ造成時や根切れ対策として実施されるが、実施方法によっては鉄砲現象を起こしやすく、発破後の切羽が不安定な状態となりやすい。せん孔・装薬時のベンチ上方からの落石による事故も後をたたないため、安全な発破方法とは言い難い。従って、横孔発破の適用は、必要最小限に留めることが保安管理上好ましい。

(2) 非定常的な発破作業による事故防止

岩手県や兵庫県の事故のように、作業基準にない、作業者が経験したこともないような状況が発生し、対応した結果である非定常的な発破による事故は、過去にも多く発生している。

発破作業は、とにかく時間に追われがちで、時間的に余裕のない中で状況判断を行うことが多いと考えられる。異常な事態が発生した場合には、火薬類取扱保安責任者を中心として、発破関係者全員であらゆる危険要因について時間をかけて検討を行い、的確な方法で対応することが事故防止上重要である。

(3) 水孔対策・てんそくの不良による事故防止

てんそく不良が事故原因の一つと推定される事故が3件発生しており、その内2件は発破孔に水がある状況であった。水孔の場合には、先ず水抜きを行うことが原則であるが、湧水の状況によっては、そのまま発破作業を行わざるを得ないこともある。その際には、ダイナマイトや含水爆薬のような耐水性のある爆薬を使用し、てんそくには十二分に注意しなければならない。

また、込め物材をビニール袋に入れたものを使用しててんそくする場合には、ただ装てんしただけではてんそく不良となるので、込め棒で付き固めることも必要である。

水孔にバラのアンホ爆薬を流し込んだケースがあるが、アンホ爆薬の特性上、不具合が発生することは自明の理であり、絶対に行ってはならない行為である。また、発破作業者は、装薬・てんそく時に異常に気づいた場合には、そのまま放置せずに相応の対策をとらなければならない。

なくそう ふせごう 火薬事故 未然に防ぐ再チェック

(4) 退避・連絡の徹底による事故防止

岩手県の事故では、危険警戒範囲内にある他の事業所に対して発破時間の予告のみで、退避の確認をせずに発破を行ったことが人災事故に繋がった。

この事故では、発破方法にも問題はあったが、「今まで何もなかったから」という意識が最大の事故原因ということができ、さらに、非定常的な発破を行う場合には、通常の作業時以上に注意するという意識もなかった。退避・連絡の徹底は保安管理上重要な項目であり、これを怠ると重大事故に繋がること、常に「万が一」を念頭においての作業が発破の基本であることを忘れてはならない。

(5) 発破技術の伝承等による事故防止

近年の消費中の事故については、発破の基本が遵守されないことに起因するものが多く見受けられ、一般に2007年問題といわれる団塊の世代の一斉退職に伴う諸問題の影響が、発破現場にも及んでいるのかと懸念される。

各事業所で培ってきた発破技術について事業所内で伝承していくことや、同業者間での技術的な交流は、発破作業者の技術レベルの向上並びに事故防止に寄与すると考えられるので、積極的に行われることが望まれる。

2. 火薬保安講習会の日程

今年の残りの講習会は、次のとおりです。保安手帳の有効期間を確認の上、受講申込を早めに行ってください。(今年は、受講者が多い年です。)

(1) 責任者及び従事者保安講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月10日	木	宮崎	宮崎県建設会館	13:00～17:00
9月17日	木	日向	日向地区建設業協会	13:00～17:00
9月30日	水	高千穂	高千穂地区建設業協会	13:00～17:00
10月1日	木	延岡	延岡地区建設業協会	09:30～14:30
10月22日	木	高鍋	高鍋地区建設業協会	13:00～17:00
11月19日	木	宮崎	宮崎県建設会館	13:00～17:00
12月10日	木	宮崎	宮崎県建設会館	13:00～17:00

※ 延岡は、講習時間に注意してください。

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開催地	講習会場	講習時間
9月10日	木	宮崎	宮崎県建設会館	10:00～17:00
12月10日	木	宮崎	宮崎県建設会館	10:00～17:00

火薬類 盗難防止は 記帳と施錠

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（7月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率	件 数	増 減 率	請負金額	増 減 率
平成21年度	465	1.5%	15,300	▲8.3%	1,237	6.9%	45,355	▲0.1%
平成20年度	458	26.2%	16,682	70.7%	1,157	0.8%	45,404	19.2%
平成19年度	363	▲31.9%	9,770	▲34.0%	1,148	▲21.5%	38,082	▲25.5%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

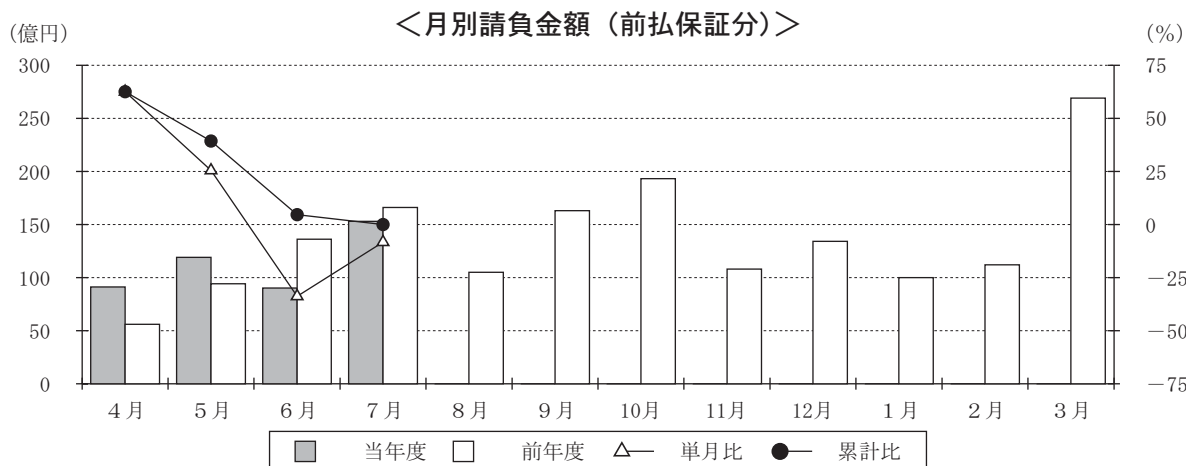
(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
国	43	5,939	50.9%	38.8%	123	15,075	37.0%	33.2%
独立行政法人等	3	1,470	407.7%	9.6%	20	5,885	▲34.1%	13.0%
県	103	1,942	▲39.0%	12.7%	302	6,666	▲22.0%	14.7%
市 町 村	311	5,781	▲36.5%	37.8%	773	15,435	▲2.2%	34.0%
そ の 他	5	167	▲1.2%	1.1%	19	2,292	102.4%	5.1%
計	465	15,300	▲8.3%	100.0%	1,237	45,355	▲0.1%	100.0%

III. 地区別の状況

(単位：件、百万円)

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比	件 数	請負金額	増 減 率	構 成 比
宮 崎	102	3,514	▲1.7%	23.0%	257	11,434	2.9%	25.2%
高 岡	31	548	79.5%	3.6%	58	1,116	▲25.7%	2.5%
西 都	31	589	95.3%	3.9%	63	1,086	92.5%	2.4%
高 鍋	23	1,380	88.8%	9.0%	67	7,039	184.5%	15.5%
日 南	29	1,001	▲51.3%	6.6%	79	2,897	▲31.2%	6.4%
串 間	12	128	▲27.8%	0.8%	38	517	18.9%	1.1%
都 城	46	677	▲49.4%	4.4%	149	4,213	7.2%	9.3%
小 林	50	1,121	36.2%	7.3%	138	3,573	77.3%	7.9%
日 向	54	1,010	▲22.8%	6.6%	167	3,953	▲53.1%	8.7%
延 岡	55	4,837	▲13.9%	31.6%	134	7,545	▲16.7%	16.6%
西 臼 杵	32	489	10.0%	3.2%	87	1,978	18.1%	4.4%
計	465	15,300	▲8.3%	100.0%	1,237	45,355	▲0.1%	100.0%



試験・研修等のご案内

1. 九州地方整備局主催 中小・中堅建設業のための 経営支援セミナーのご案内


**中小・中堅建設業のための
経営支援セミナー**

主催：国土交通省九州地方整備局、宮崎県、(社)宮崎県建設業協会、九州地方建設産業再生協議会

入場無料

【日時】平成21年9月17日(木) 13:30~16:30(受付13:00~)
【会場】宮崎県庁 6号館 2階 623号室 (宮崎市橘通東2-10-1)
【定員】100名(定員になり次第締め切らせていただきます)
【参加費】無料 裏面の申込書にご記入のうえ、FAX又はメールにてお申し込み下さい

地域の建設業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にありますが、建設業は地域における基幹産業の役割を担っており、各地域の活性化や雇用の維持という観点からも、その経営力の強化が重要な政策課題となっております。
本セミナーでは、激変し続ける環境変化に対応するための経営革新の進め方や、新たな事業分野への進出について、講演と事例紹介を行います。



PROGRAM プログラム

講演 ◆◆ 13:40~15:10 ◆◆

『経営革新で元気回復』

講師 山北 浩史 氏

有限会社アックス 代表取締役

経営基盤を強化するためには、何をすればよいのか、また、どのようにすればよいのかについて事例紹介を交えながら解説し、中小建設業者が取り組むことのできる経営革新で、「元気回復」できるヒントについて説明していただきます。

《講師プロフィール》

大学卒業後、医薬品会社での勤務を経たのち、1985年に経営コンサルタントとして独立。新分野進出、経営分析、事業計画立案、マーケティングを得意とし、多数の支援実績を持つ。

経済産業大臣登録中小企業診断士、行政書士、商業施設士、建設業経営支援アドバイザー、国土交通大臣・経済産業大臣委嘱地域中小企業サポーター

※講演終了後、個別相談に応じます(1人30分まで 先着2名)。ご希望の方は当日受付時に申し出て下さい。

事例紹介 ◆◆ 15:20~16:20 ◆◆

『私とサイドビジネス』

講師 石田 和平 氏

東九州電設工業株式会社 代表取締役

ピーマン栽培を中心とした農業に進出された、電気関連工事業を営む東九州電設工業株式会社 社長石田和平氏に、農業分野に参入した経緯、サイドビジネスに農業を選んだ理由、生産作物を選択する際に考慮したポイント、今後の目標等についてお話していただきます。

《講師プロフィール》

1946年 宮崎県日向市美々津町生まれ。高校卒業後上京し、国鉄(現JR)の電気関係の会社に就職。1979年 東九州電設工業有限会社を設立(1989年に株式会社へ組織変更)。1993年 農業生産法人として有限会社 東九農園を設立し、現在に至る。

※申込書 宮崎県建設業協会HPよりダウンロード

《お問い合わせ・申込み先》

国土交通省九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課 (担当 富山、百田)
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館3階
TEL 092-471-6331 (代表) 内線6144・6152
FAX 092-476-3511 E-mail kensetsusangyo@qsr.mlit.go.jp

図書のご案内

1. いわれなき公共事業批判を糾す

いわれなき 公共事業批判を糾す

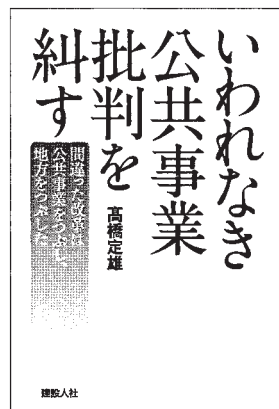
間違った改革は公共事業をつぶし、地方をつぶした

8月10日発刊

赤字財政の犯人という「濡れ衣」を着せられ、財政再建のスケープゴートにされている公共事業。

「無駄な道路」「水余りのダム」——等々、公共事業に対するいわれなき批判が社会全体に広まってしまっている。

今こそ、公共事業の役割を正しく評価し、必要な投資を進め、地方格差を是正して日本経済を再生させる時である。公共事業についての正しい議論を行い、正当な地位への復権を果たすべきと、著者は渾身の力で訴えている。



四六版 並製本 256頁

〔主な内容〕

1. もはやこれ以上の公共事業の削減は限界である
2. 作られた公共事業批判を糾す
3. 一般財源化と今後の道路整備
4. ダム不要論を糾す
5. 疲弊する建設業界
6. 行き過ぎた価格競争は社会に利益をもたらさない

平成 年 月 日

いわれなき公共事業批判を糾す 申込書

間違った改革は公共事業をつぶし、地方をつぶした

価格 1,575円 (税込)	申込み部数	冊	金額	円
----------------	-------	---	----	---

郵送メール便
一部180円

社 名 _____

〒 _____
住 所 _____ Tel (_____) _____

責任者名 _____ 担当者名 _____

(株)建設人社

お申込みはFAX、またはご郵送でお願い致します。

〒105-0012 東京都港区芝大門2-4-5 芝ダイヤハイツ2F Tel 03-3431-5411 Fax 03-3431-5472

（財）建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済加入促進月間開催間近！！

「安心支える、大きな力。」

共済団では、被災者等に対する追加的補償を行う「被災者補償契約」と労働災害の再発防止の費用等労働災害に起因する企業の諸費用を補償する「諸費用補償契約」で構成する建設共済（法定外労災補償）制度の一層の普及を図る為、10月1日から11月30日までの2ヶ月間、建設共済加入促進月間を実施します。

今年度も各都道府県建設業協会と連携の上、建設共済制度の加入促進を図るとともに、すでに建設共済制度に加入している契約者に対して、主契約である年間完成工事高契約の補償額の引き上げ、年間完成工事高契約で補償の対象とならない役員、事務職員、製造業や林業などで働く労働者を補償する関連事業契約への加入を推奨します。

加入促進月間中は、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、ポスターの掲示、新聞・会報への広告掲載によるPR活動、説明会の開催を行います。

《建設共済年間完成工事高契約の概要》

主契約である年間完成工事高契約は、契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）に就労する労働者の業務災害または通勤災害を補償する契約です。

経営事項審査において加点評価されることもあり約2万7千社の事業所が加入しています。まだ、建設共済に加入していない事業所の皆さまは、この機会に是非ご検討ください。

《年間完成工事高契約の特長》

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主（契約者）への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。



キャッチコピーの「安心支える、大きな力。」は、労使双方のセーフティネットである建設共済制度に加入することで得られる安心感をアピールすることにより事業主に「建設共済」への加入を促していきます。

資料請求や掛金試算もできます。ご利用ください。

URL→<http://www.kyousaidan.or.jp/>

◎お問い合わせは、下記までご連絡ください。

（社）宮崎県建設業協会 TEL 0985-22-7171

（財）建設業福祉共済団 TEL 03-3591-8451

安心、ひろがる。



- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

法定外労災補償制度 建設共済

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■ 取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>